

令和4年 滑川町農業委員会 第10回総会 議事録					
召集月日	令和4年10月17日(月)				
開 会	令和4年10月25日(火) 午前9時30分				
閉 会	令和4年10月25日(火) 午前9時55分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	欠席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	14番	井上 富子	1番	神田徳子	

第 10 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 45 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 46 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定）
日程第 4	議案第 47 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 5	議案第 48 号	農地法第 4 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。令和4年第10回の農業委員会総会を始めさせていただきます。西澤農業委員より欠席の報告を頂いております。農地利用最適化推進委員の欠席はございません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第10回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。今日は一段と寒くなりました。皆様体調管理に気を付けて頂ければと思います。そして、10月11月は農地利用状況調査と現地確認をしている最中ですが、今回からタブレットを使用することになり手間取っている方もいると思います。私もその1人です。機械というのは一つ間違うと全然進まないのが大変です。操作のできる方は簡単にできて問題ないのですが、初めての方は手間取ったと思います。私もスマホも使用してない状況ですが、家にいる家族に立上げ等をお願いし行いました。立上げができれば操作は比較的単純な作業なので行えました。わからない方がいましたら事務局の方へ来て、立上げ等して頂いてロビーで作業を進めて頂くのも良いのではないかと思います。また、各班で協力してやって頂ければと思います。後からの修正もできますので、あまり深刻にならないで取り組んで頂ければと思います。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきますと思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で、会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達してお

ります。令和4年滑川町農業委員会第10回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号14番の井上委員、議席番号1番の神田委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第45号「農地法第5条について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第45号農地法第5条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は1件、199㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は1頁、図面は議案第45号資料1-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、199㎡、になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲受人は2名おまして、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様と□□□様です。譲渡人は〇〇〇

市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅(自己用)を建築する為、転用したいというものです。補足となりますが、今回の事業計画地に一部宅地 158.28 m²が含まれており、事業計画面積は合計で 357.28 m²となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長、担当委員、及び、担当地区の推進委員よりお願い致します。

6 番 はい。4班班長6番田幡只夫です。本件に対し農業委員5名、推進委員2名、計7名で10月22日午前8時より現地調査を行いました。調査内容の詳細につきましては、担当の金井委員よりご説明を申し上げます。宜しくお願い致します。

9 番 4班13番金井です。農地法第5条の許可申請についての現地調査報告を致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇へ向かい〇〇〇の〇〇〇を越えたところの左側になります。申請者は〇〇〇市〇〇〇のアパートにお住いの□□□さん、□□□さんとなっています。申請内容としては対象の土地を購入し自己用住宅を建築したいとのことです。申請理由としてはアパートで生活していることもあり手狭になってきているため、お互いの実家及び勤務先へ容易に行ける場所であることから、地主様のご厚意により土地を購入する契約が整ったとのことです。調査した結果、対象地は昨年12月に競売に伴う申請がなされた後、取り下げられた案件の場所であり、〇〇〇の北側にある畑で北側と東側は既存の宅地です。西側は対象地が庭畑になっている宅地でした。南側は〇〇〇との境界で〇〇〇となっております。申請地自体以前は樹木が植えられていたほか、一部には物置のような建物が建っておりましたが、調査した時は敷地内にあった建物を含む全てが撤去され更地の畑になっておりました。今回は前回の申請地が分筆されて、その北側部分 199 m²の転用申請となっています。添付資料としては、土地の選定理由書、土地利用計画図、資金調達計画書、工事見積書、開発行為許可申請書などがあります。

ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇担当推進委員の□□□です。本申請地は、金井委員さんが説明されたように宅地化が進んでいるところです。この申請地の状況は更地になっていて、畑として保全管理されております。周囲の宅地等も一体化していました。すぐ南には農地畑が一筆であります。これも一体化され保全管理されております。このような状況ですので、周辺農地への影響は現在のところほとんどなく、本計画に対する申請はやむを得ないものと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。只今、班長、担当委員及び担当地区の推進委員から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号1を終わります。日程第2議案第45号は以上になります。

議 長 日程第3、議案第46号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。本議案につきまして、2名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員にご退席頂き審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様、宜しいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 46 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 2 頁、議案第 46 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 36 筆 56,963 m²となります。内訳は 3 年・賃借 21 筆 36,476 m²、6 年・賃借 3 筆 3,140 m²、6 年・使用貸借 1 筆 645 m²、9 年・賃借 5 筆 12,081 m²、9 年・使用貸借 4 筆 3,272 m²、10 年・賃借 2 筆 1,349 m²となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。まず整理番号 50 番、52 番、53 番を除いて審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

続きまして整理番号 50 番の審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

事務局は退席委員の復席をお願いします。

議案第 46 号については、すべて計画通り承認することに決定致しました。日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 47 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第 47 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 47 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、2,251 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、2,251 m²になります。位置については議案第 47 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

ないようですので議案第 47 号の質疑を終了いたします。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 48 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第 48 号「農地法 4 条(届出)について」をご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 48 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、17.38 m²になります。

滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、11㎡、外1筆、合計17.38㎡になります。位置については議案第48号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、□□□です。届出事由は所有権により長屋住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それではないようなので議案第48号の質疑を終了致します。日程第5は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和4年第10回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶をお願い致します。

職務代理 はい。何かとお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。令和4年第10回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年11月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 井上 富子

署名委員 神田 徳子